

## 機密保持誓約書

\_\_\_\_\_ (以下、「乙」といいます。)は、「播磨町災害予防計画及び各種計画見直し業務」に係る提案活動(以下、「本提案活動」といいます。)を行うに際し、播磨町(以下、「甲」といいます。)の機密保持に関し、次のとおり誓約します。

### (目的)

第1 本機密保持誓約(以下、「本誓約」といいます。)は、甲が本提案活動において乙に開示した情報の機密保持について誓約するものです。

### (機密情報)

第2 本誓約において、機密情報とは甲から乙に対して明確に機密と指定され、開示される本提案活動の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

### (基本的事項)

第3 乙は、甲の機密情報の保護の重要性を認識し、機密情報の取扱いを適切に行います。また、甲の個人情報保護条例を遵守します。

### (収集の制限)

第4 乙は、本提案活動を行うために機密情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲内で、適切かつ公正な手段により行います。また、機密情報の収集に当たっては、互いの合意を得た上で行います。

### (適用除外)

第5 本誓約に関して次の各号に該当する情報は機密情報に含まれないものとします。

- (1) 公知の情報
- (2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらず公知となった情報
- (3) 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

### (機密保持)

第6 乙は、甲から開示された機密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、機密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

### (目的外使用の禁止)

第7 乙は、機密情報を本提案活動のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本提案活動以外の目的には一切使用または利用しません。

### (損害賠償)

第8 乙が本誓約に違反して機密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したりしたことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適切と考える必要な措置をとっても構いません。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、本提案活動を行うために甲から開示された機密情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製しません。

(情報の返還)

第10 乙は、本提案活動終了後には甲から開示・提供を受けた機密情報を甲に返却し、また甲の事前の承認を得て作成した複製物を破棄します。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとします。

(従事者への周知)

第11 乙は、本提案活動に従事している者に対して、在職中及び退職後においても本提案活動において知ることのできた甲の機密情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、機密情報の保護に必要な事項を周知します。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、本誓約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従います。

(協議事項)

第13 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議のうえ円満に解決を図ります。

誓約日 令和 年 月 日

播磨町長 佐伯 謙作 様

乙：

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印